

2023年9月11日

福島県知事

内堀 雅雄 様

日本共産党福島県議会議員団

団 長 神山 悦子

副 団 長 宮川えみ子

幹 事 長 宮本しづえ

政調会長 吉田 英策

副幹事長 大橋 沙織

台風 13 号に伴う集中豪雨被害の救済に関する申し入れ

9月8日から9日にかけて本県を通過した台風13号に伴い、いわき市、南相馬市等に線状降水帯が発生、想定を大きく超える集中豪雨で甚大な被害が発生しました。被害の調査と被災者救済に当たられているみなさまに感謝と敬意を表します。

県は直ちにいわき市と南相馬市に災害救助法の適用を決定したことは、被災者救済にとっても重要です。共産党県議団は、8日から現地で被災者からの要望聴取、被災箇所 の視察等に取り組んできました。被災家屋だけでも1,000棟を超すと言われ、被害の全容が明らかになれば被害はさらに拡大するものと思われま す。

被害調査を急ぎ被害の全容を明らかにするとともに、災害復旧と被災者の早期の生活 再建のため、県が被災自治体と被災者支援に全力をあげることを求め、以下要望いたし ます。

記

- 1、被害調査を急ぎ、全容把握に努めるとともに、国に激甚指定を求めること。
- 2、罹災証明書発行の迅速化のため、被災自治体に県が人的支援を行うこと。
- 3、いわき市内郷地区では住宅地全体が水没した地域もあると報道されている。岡山 県真備町で発生した水害では、戸別調査ではなく地域全体を一括で認定する方法を とり、迅速かつ合理的な災害認定に繋がったと言われている。戸別調査だけでな く、地域一帯を同程度の被害と認定する方法も採用し被害認定を迅速化すること。
- 4、浸水被害の認定に当たっては、床上浸水すれば高さに関係なく床、畳や壁等は全 面的に取り替えざるを得なくなるため、浸水の高さで判定するのではなく、床上は 一律の判定とすること。

- 5、災害ごみ処理については、大量に発生する宅地内ゴミや流れ込んだ土砂も災害廃棄物として公費で搬出する仕組みを適用し周知徹底すること。
- 6、避難所に一定期間留まらざるを得ない被災者も想定されるため、長期間の避難を余儀なくされる被災者のため、借り上げ住宅等の二次避難所を確保すること。
- 7、水田やハウス等の農業施設の被害を調査し救済対策を講じること。
- 8、災害ボランティアの募集と活動を県も支援すること。
- 9、災害救助法で活用できる支援制度を知らせるパンフレットを県が作成し、被災者に広く配布し周知すること。
- 10、被災箇所の復旧や災害救助法に基づく費用等、本議会中に補正予算を提出し迅速な対応を行うこと。

以上